

教保体第1584-1号  
平成27年12月 3日

各市町村教育委員会教育長 }  
各 県 立 学 校 長 } 様  
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防ワクチン）の予防接種後に  
症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実及び要望への対応について

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状を生じた方からの、医療、生活、  
教育等多岐にわたる相談を一元的に受け、個別の状況に応じて柔軟に対応すること  
を目的として各県に相談窓口を設置するとの通知が別添写しのとおりありました。

そこで、埼玉県では、県教育局県立学校部保健体育課に教育に関する相談窓口を設  
置し、平成27年11月16日に厚生労働省のHPに掲載されましたのでお知らせい  
たします。

つきましては、相談の内容によりまして、各市町村教育委員会、各学校に御対応い  
ただく場合もありますので御承知ください。

また、標記予防接種後に症状が生じた方から、教育に関する相談や要望が資料1の  
とおり厚生労働省に寄せられており、埼玉県にも、教職員の理解不足による発言につ  
いての御相談が寄せられております。

理解不足による発言の例

- ・そのような症状の副作用など聞いたことがない。
- ・根性が足りない。具合が悪いのは気のせいだ。さぼっているのではないか。
- ・（部活動が思うようにできなくなった生徒に対して）あなたは期待外れ。

各学校におかれましては、資料2の対応例を参考に平成25年9月3日付け事務連  
絡「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限  
が生じた生徒への適切な対応について」（資料3）を再度御確認の上、ワクチン接種  
後に体調の変化が認められた生徒に対して、個々の心身の状態に応じ、学習面を含め  
学校生活の様々な面で適切に御配慮いただきますようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校にも周知をお願いいたしま  
す。

担当： 県立学校部保健体育課  
健康教育担当 成澤 一美  
電話： 048-830-6963  
FAX： 048-830-4971  
Eメール： narisawa.kazumi@pref.saitama.lg.jp



健 発 0 9 3 0 第 7 号  
2 7 文 科 ス 第 4 1 9 号  
平 成 2 7 年 9 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
各 中 核 市 市 長  
各 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

厚 生 労 働 省 健 康 局 長  
( 公 印 省 略 )

文 部 科 学 省 ス ポ ー ツ ・ 青 少 年 局 長  
( 公 印 省 略 )

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する  
相談・支援体制の充実について

標記予防接種の取扱いについては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（以下「合同会議」という。）において、継続して検討しているところです。

これまで、標記予防接種後に症状が生じた方から、厚生労働省に対して、医療、生活、教育等、多岐にわたる相談や要望が寄せられており、また、今般、平成27年9月17日に開催された合同会議において、委員から「患者の学習支援や教育現場との連携等、患者の生活を支えるための、相談体制を拡充すべきである。」という意見が出されたことを踏まえて、厚生労働省と文部科学省が連携し、これらの方からの相談に一元的に対応する相談窓口を各都道府県等に設置することとしました。

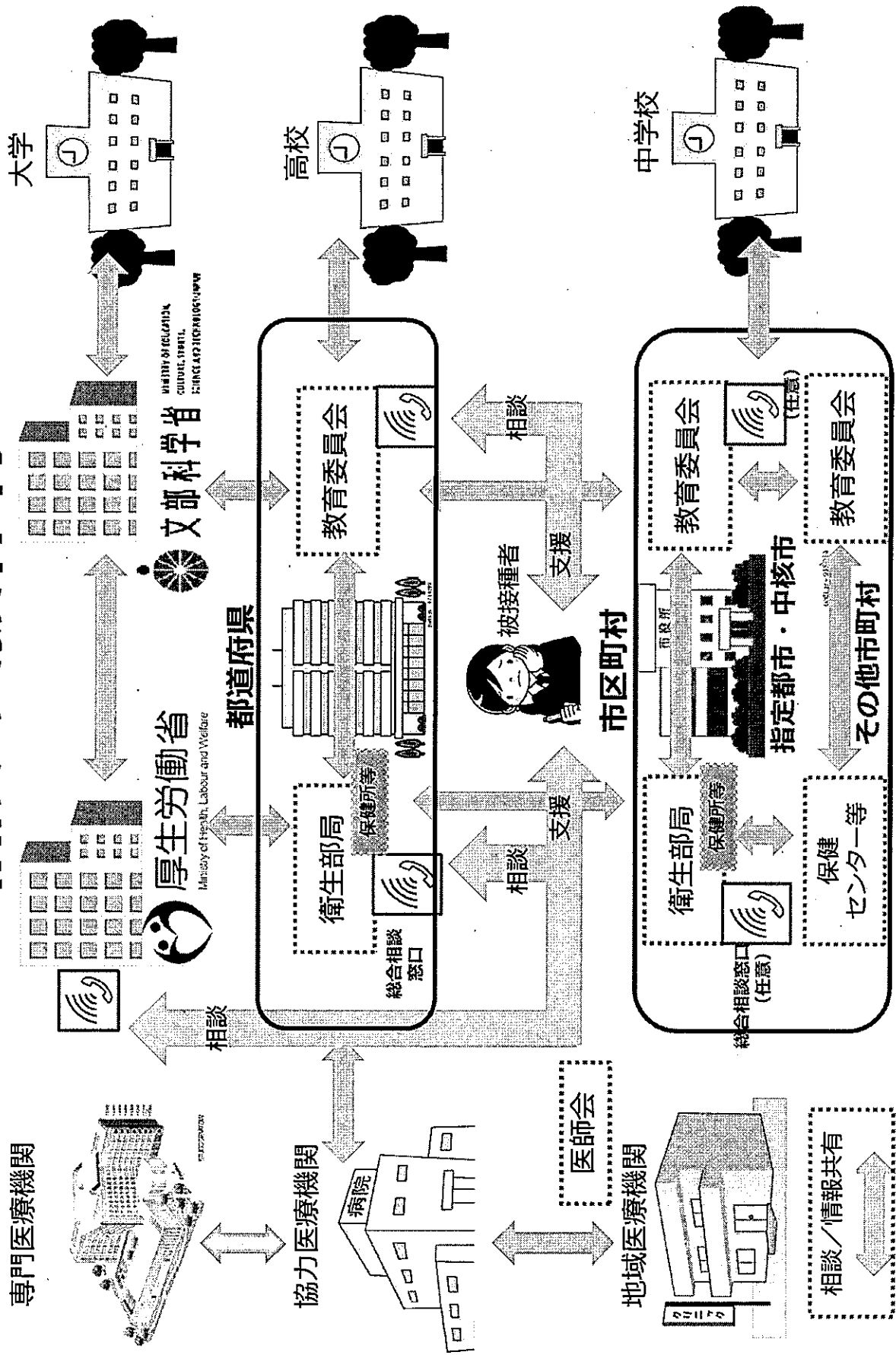
貴職におかれては、別添1により相談窓口を設置いただき、個別の支援について特段の御配意をよろしく申し上げます。

なお、相談窓口の担当職員を対象とした説明会を別添2により実施することとしておりますので、当該職員の派遣について併せて特段の御配意をよろしく申し上げます。

別添1、2省略

# HPVワクチン接種後に症状が生じた方に対する

## 相談・支援体制



## 相談・要望の具体例④ - 教育

- 症状を理解する姿勢を示してほしい。
  - ・ 同じ学校内でも教員によって理解度が違い、対応の差が大きい。
  - ・ 教育委員会、学校の校長・教頭・担任・養護教諭・科目教諭等、皆がこの問題について理解し、親身に話を聞いてほしい。
- 教室の配置や時間割の調整等により、学校内での生活に関する負担軽減、学習しやすい環境の整備について配慮してほしい。
  - ・ 学校の施設が車椅子対応であったにも関わらず「特別扱いはできない」との理由で使用が許可されず、松葉杖での生活となった。移動が困難で通い続けることができなかった。
  - ・ 学校にエレベーターが設置済みであったにも関わらず使用を許可されなかった。
  - ・ 車椅子使用は許可されたが、移動教室等の際友人や教師に支援してもらえなかった。（自分の面倒は自分でみるよう言われ、できないなら転校するよう言われた。）
  - ・ 学校に、車椅子使用、移動介助員の支援を依頼したが、「教育委員会の許可が下りないので対応できない」と言われた。教育委員会に相談したら「学校に任せている」と言われ真剣に聞いてもらえなかった。
  - ・ 学校内でのエレベーター使用、杖の使用、授業の見学等全て個別に申請が必要で煩雑だった。

## 相談・要望の具体例⑤ - 教育

- 体調が悪く欠席せざるを得ない、教室で授業を受けられない場合でも、自宅学習や課題提出等により単位認定してほしい。
- 教室以外(保健室等)への登校も出席と認めてほしい。
  - ・ 体調が悪く欠席せざるを得ない、例え出席できたとしても教室で授業を受けられず保健室登校になる、等により単位認定されず、留年・退学・通信制学校への転学を余儀なくされた。
  - ・ 教室で授業を受けなければ(保健室登校等では)授業を受けたと見なされなかった。
  - ・ 「一人だけ特別扱いすることは前例がないので不可能」と言われた。
  - ・ どんな対応にも病院の診断書が必要で、必要な対応が受けられなかった。
  - ・ はっきり「ワクチンの副作用」と書かれた診断書が出ないと単なる欠席扱いになった。
  - ・ 学校に相談したら、「文科省に怒られるから対応できない、文科省からの通知に従う義務はない」と言われた。
  - ・ 教育委員会に相談したら、「学校が何らかの対応をしてくれるはず」と言われたが、学校は何も対応してくれなかった。

## 相談・要望に対する対応の実例①(参考) -教育

### ●症状を理解する姿勢

- ・ 担任と養護の先生が病院に出向き主治医と面談し、症状を理解するよう努めてくれた。
- ・ 症状について、保健所が学校に手紙を書いてくれたことで学校の理解が深まった。
- ・ 特定の教員に限らず、学校全体でサポートする体制を整えてくれた。
- ・ 学校に専属の担当者を置いてくれて、相談しやすい体制を整えてくれた。

### ●学校内での生活に関する負担軽減、学習しやすい環境の整備

- ・ 車いすでも登校しやすいように(トイレにも近い)教室の場所を変更してくれた、
- ・ 教室移動が少なくすむよう時間割の変更をしてくれた
- ・ 教室のすぐそばまで車で送迎を許可してくれた。
- ・ 発作時に備えて車椅子を近くに置くことを許可してくれた。
- ・ 壁か窓に寄りかかれるような席にしてもらった。
- ・ コンセントに近い席にしてくれて、電気毛布等を使えるようにしてくれた。
- ・ 学校内の段差に手すりやスロープをつけてくれた。
- ・ 教育委員会にエレベーターの設置を願い出て工事の対応をしてくれた。
- ・ 洋式トイレの設置、トイレの手洗い場の蛇口をレバー式に変更してくれた。
- ・ ファミリーサポート制度を利用して下校できるよう市の福祉課と連携して対応してくれた。

## 相談・要望に対する対応の実例②-教育

### ●単位認定、進級等に関する配慮

### ●補習や個別授業等による学習支援

- ・ 医師の診断書を提出したことで、単位取得に要する出席日数の減数等の措置を図ってくれた。卒業までの単位取得の方法について親身に相談に乗り、柔軟に対応してくれた。
- ・ 出席日数の減数措置でも足りない場合は、課題や補習で補ってくれ、内申書や受験に影響がでないように配慮してくれた。
- ・ 体調が悪く補講を受けることも難しい場合は、体調の良い日に放課後個人指導をしてくれた。
- ・ 夕方まで保健室のベッドで休んでも登校扱いしてくれ、教師の空き時間にベッドサイドで補習してくれた。
- ・ 欠席時には担任がプリントを届けてくれた
- ・ 時間割の変更、教科の入れ替え等により単位取得しやすいよう配慮してくれた。
- ・ (通信制学校)授業、課題はネットで可能であったため、体調に応じて自分のペースで勉強できた。スクーリングも配慮申請書の提出により柔軟な配慮をしてくれた。
- ・ (通信制学校)スクーリングに参加せずとも担任との面談で可能としてくれた。

事務連絡  
平成25年9月3日各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人事務局文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課  
初等中等教育局特別支援教育課子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により  
教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、これまで厚生労働省における「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」（平成22～24年度）として市区町村において実施されてきましたが、平成25年度からは新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、実施されております。

一方で、子宮頸がん予防ワクチン（以下、「ワクチン」という。）の接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、文部科学省においては、生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、ワクチンの接種に関連した欠席等の状況について調査を実施し、このたび別添のとおり集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

本ワクチンについては、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について」（平成25年6月28日付け事務連絡）により、適切な対応をお願いしてきたところですが、一方で、ワクチン接種に関連した症状により通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、まわりの人から十分な理解を得られなかったなどの事例があるとの指摘もなされています。

このため、各学校においては、教職員等のワクチン接種に関連した症状に関する理解を深めるとともに、別添中の「学校における個別の配慮の例」を参考に、必要に応じて学級担任、養護教諭、関係教職員等が連携しつつ、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒が、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、当該生徒やその保護者に連絡して、関係機関への受診又は相談を勧めることについても、併せて御配慮願います。

なお、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている、いわゆる病気療養児への教育の充実については、「病気療養児に対する教育の充実について」（平成25年3月4日付け通知）を発出しているところであり、これを踏まえ、適切に対処していただきますようお願いいたします。

つきましては、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対して、それぞれ周知の上、当該生徒に対する適切な対応や個別の配慮等に、引き続き、取り組まれるよう御協力をお願いいたします。

## 【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課 保健管理係

TEL：03-5253-4111(代) (内線 2976)

## 子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査について

平成25年9月3日

スポーツ・青少年局学校健康教育課

## ○ 調査目的

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年度からは、新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となったが、一方で、本ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もある。そのため、文部科学省においては、これらの実態を把握し、児童生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、本調査を実施することとした。

## ○ 調査方法

全国の国公私立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中・高等部）に対する悉皆質問紙調査。

## ○ 調査の対象者

平成24年度間（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間）において、以下の【1】～【3】のいずれかに該当する女子生徒。

## 【1】一定期間の欠席が認められる生徒

・1年間に連続又は断続して30日以上欠席した女子生徒のうち、欠席理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

## 【2】体育及び部活動を休んでいる生徒

・1年間に連続又は断続して30日以上体育の授業又は部活動を休んだ女子生徒のうち、その理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

## 【3】教育活動の制限が生じた生徒

・【1】【2】以外の教育活動において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状を理由として、一定期間、教育活動に何らかの制限が生じた生徒

## ○ 調査結果

別紙参照。

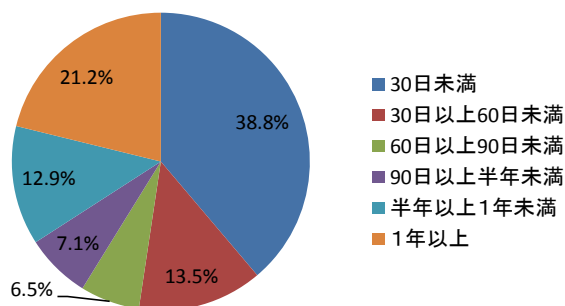
## 調査結果概要

調査の概要は以下のとおり。  
 なお、各項目の割合については、有効回答数を分母として算出した。

【1】一定期間の欠席が認められる女子生徒	51名
【2】体育及び部活動を休んでいる女子生徒	21名
【3】教育活動の制限が生じた女子生徒	99名
【1】～【3】のいずれかに該当する女子生徒	171名

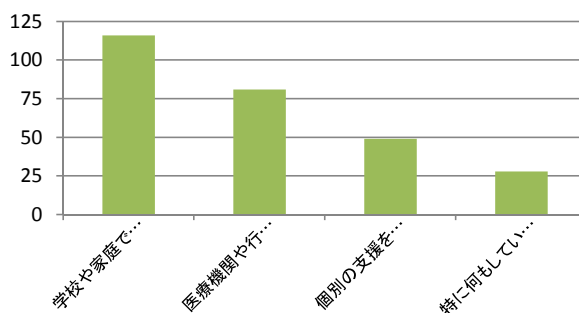
### ・期間について

	(人)
30日未満	66
30日以上60日未満	23
60日以上90日未満	11
90日以上半年未満	12
半年以上1年未満	22
1年以上	36



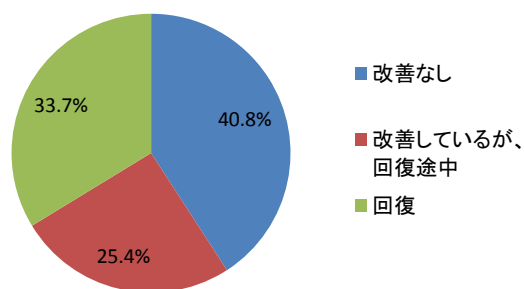
### ・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	116
医療機関や行政機関への相談を促した	81
個別の支援を行った	49
特に何もしていない	28



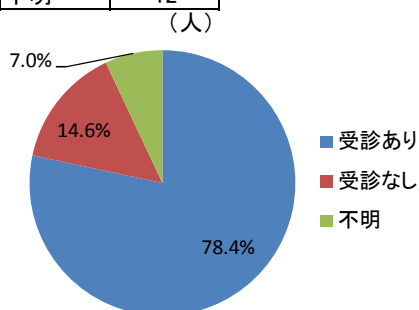
### ・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	69
改善しているが、回復途中	43
回復	57



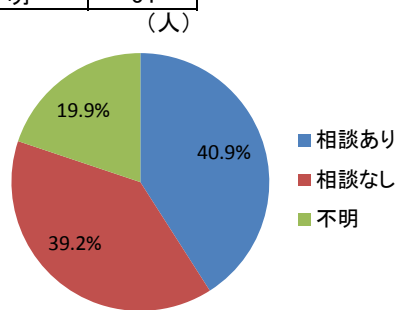
### ・医療機関への受診の有無について

受診あり	134
受診なし	25
不明	12



### ・行政機関への相談の有無について

相談あり	70
相談なし	67
不明	34

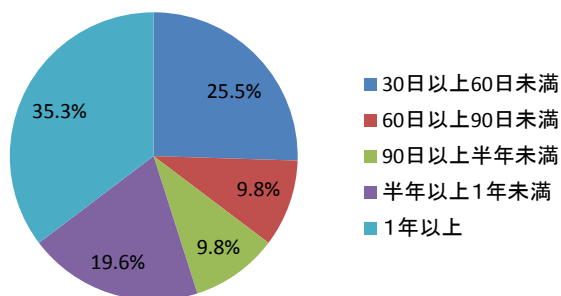




## 【1】一定期間の欠席が認められる生徒(51名)

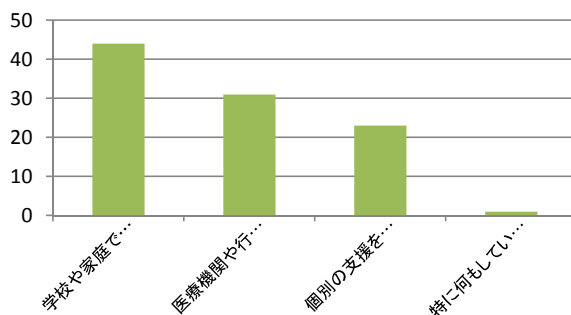
・期間について

	(人)
30日以上60日未満	13
60日以上90日未満	5
90日以上半年未満	5
半年以上1年未満	10
1年以上	18



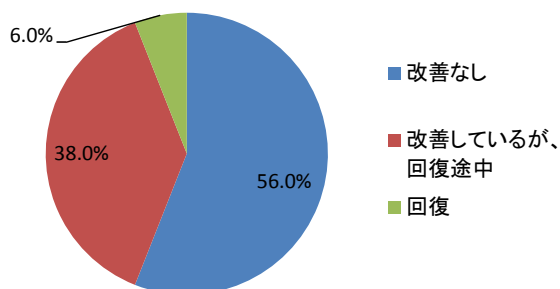
・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	44
医療機関や行政機関への相談を促した	31
個別の支援を行った	23
特に何もしていない	1



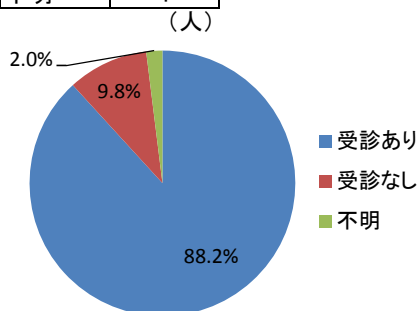
・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	28
改善しているが、回復途中	19
回復	3



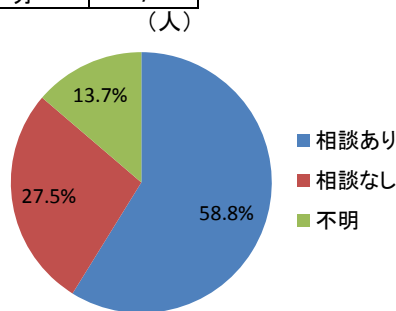
・医療機関への受診の有無について

受診あり	45
受診なし	5
不明	1



・行政機関への相談の有無について

相談あり	30
相談なし	14
不明	7



(症状の例)

- 接種の2週間後あたりに、自宅で転倒し入院。検査で異常は認められなかったが、退院後も足に力が入らずに歩行困難だった。
- 接種後からの発熱、関節痛、むくみ、歩行困難のため入院。全身性エリテマトーデスと診断された。
- 激しい頭痛により、登校が困難となった。偏頭痛が一日中あり、1日3回程度激しい頭痛に見舞われる(1時間ほど続く)。群発頭痛と診断された。
- 突然手足のふるえが出現する。ひどいときは歩行困難になり通学できない。

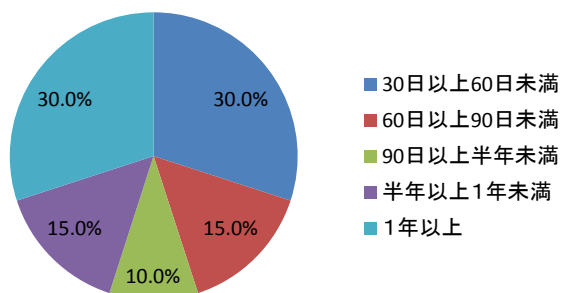
(学校における個別の配慮の例)

- スクールカウンセラーとのカウンセリングや、家庭訪問による対応。
- 学校医や主治医と相談し、学校生活での留意点や対応等について助言を受ける。
- 定期試験を保健室等で受けられるように配慮。
- 校内での車イスの使用にあたって、階段の昇降や行事の際に教職員が介助。
- 教室に近いトイレや手洗い蛇口をレバー式にするなど整備。またエレベーターの設置を進めている。

## 【2】体育及び部活動を休んでいる生徒(21名)

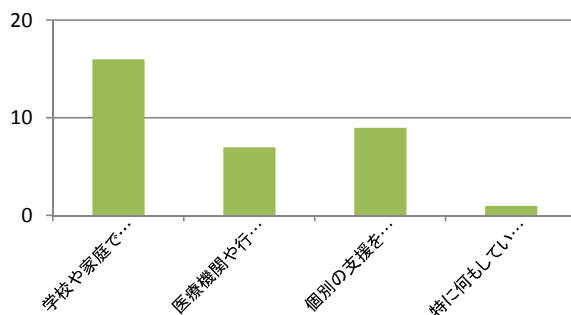
・期間について

	(人)
30日以上60日未満	6
60日以上90日未満	3
90日以上半年未満	2
半年以上1年未満	3
1年以上	6



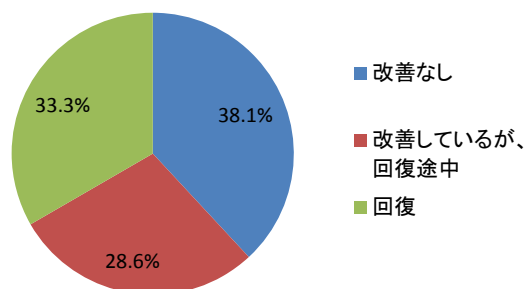
・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	16
医療機関や行政機関への相談を促した	7
個別の支援を行った	9
特に何もしていない	1



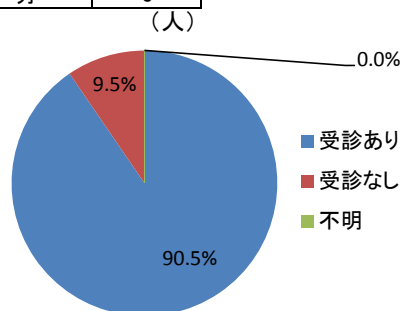
・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	8
改善しているが、回復途中	6
回復	7



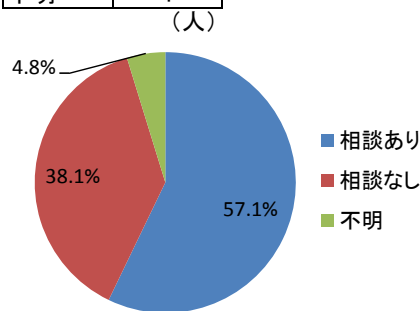
・医療機関への受診の有無について

受診あり	19
受診なし	2
不明	0



・行政機関への相談の有無について

相談あり	12
相談なし	8
不明	1



(症状の例)

- ワクチン接種後、喘息発作、症状が続き、体育及び陸上の部活動を3カ月欠席した。
- ソフトテニス部に在籍していたが、接種した方の腕の力が入らず、三角巾を使用。そのため、ラケットを握ることも走ることもできなかった。その後も改善しなかったため部活を退部した。体育の授業も見学が続いた。
- 体調不良や原因不明の膝や腰の痛みのため歩行も出来ない。車イスを使用。
- 接種後から全身の痛みが続いており、激しい運動を制限するよう医師から指導を受けている。体育の授業は見学しており、部活動は退部した。

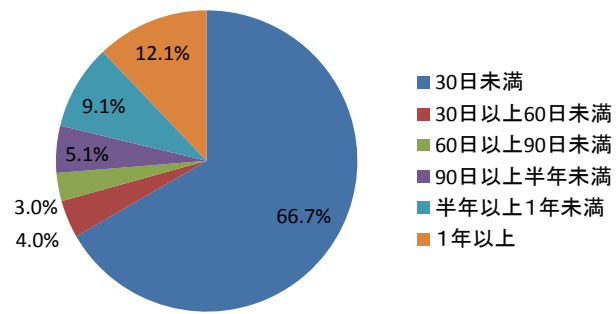
(学校における個別の配慮の例)

- 体育時の保健室での休養や、スポーツ大会などでの救護テントの利用など。
- 車イスへの対応や学習の支援など、保護者と話し合いながらの個別の支援。
- 当該生徒の状態について、クラスや部活動のメンバーの理解を得られるように配慮。
- 階段を上れないため、1階の教室で個別指導が受けられるように体制を整えた。

### 【3】教育活動に制限が生じた生徒(99名)

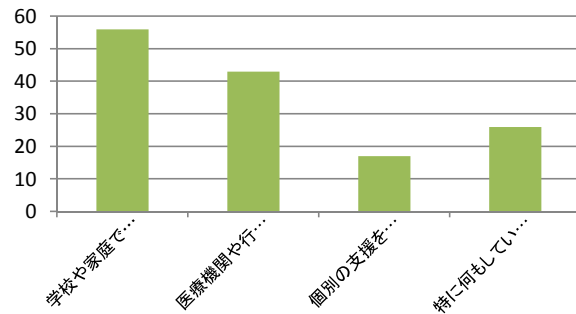
・期間について

	(人)
30日未満	66
30日以上60日未満	4
60日以上90日未満	3
90日以上半年未満	5
半年以上1年未満	9
1年以上	12



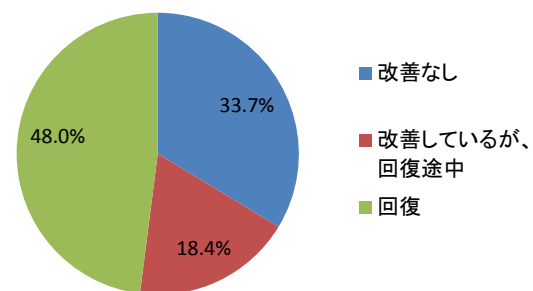
・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	56
医療機関や行政機関への相談を促した	43
個別の支援を行った	17
特に何もしていない	26



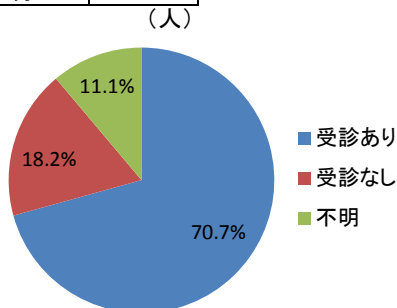
・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	33
改善しているが、回復途中	18
回復	47



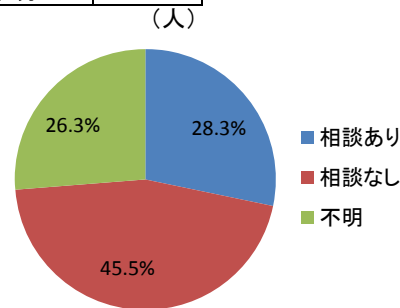
・医療機関への受診の有無について

受診あり	70
受診なし	18
不明	11



・行政機関への相談の有無について

相談あり	28
相談なし	45
不明	26



(症状の例)

- 接種後より発熱、めまい等の症状が出現。安静と通院のため23日間欠席した。
- ワクチン接種後、2回失神し救急搬送された。受診した結果、「てんかんの疑い」と診断され、水泳等体育活動での制限がある。
- 頭痛、倦怠感、足に力が入らずふらふらする。保健室登校や通院による遅刻があった。
- 接種後から両腕の脱力感と握力の低下があり、最近では物の握りにくさを訴えている。  
学校活動においては、脱力感のため動作の円滑さを欠くことや、集中力が低下することがあり、生徒は支障を感じている。

(学校における個別の配慮の例)

- 指定外のかばんを許可したり、臨時に自転車通学を許可したりという対応。
- 体育実技の代わりにレポートで評価したり、水泳授業で帽子の色を変えたりして異常を発見しやすくするなどの対応。
- 授業や試験の別室受験や補講などの対応。
- 教室を昇降口付近に設定したり、廊下に出やすい座席にするなどの配慮。